

島本町使用料・手数料の見直しに関する基本方針

令和5年7月

島本町

目次

1. 基本的な考え方.....	1
(1) 負担の公平性の確保.....	1
(2) 算定方法の明確化.....	1
2. 適用除外について.....	2
(1) 法令等により算定方法等が定められているもの.....	2
(2) 行政財産の目的外使用に係るもの.....	2
(3) 特別会計・公営企業会計において、独自の算定方法を用いているもの... 2	
(4) 政策的判断などにより、個別検討を要するもの.....	2
3. 使用料について.....	2
(1) 原価の計算.....	2
(2) 原価に算入する経費.....	3
(3) 性質別負担割合の設定.....	3
(4) 算定に係る他の調整項目.....	4
4. 手数料について.....	5
(1) 原価の計算.....	5
(2) 原価に算入する経費.....	5
5. その他の調整事項.....	6
(1) 見直し対象とする乖離率.....	6
(2) 激変緩和措置.....	6
(3) 改定額の調整.....	6
(4) 端数調整.....	6
(5) 見直し頻度.....	6
(6) 減額・免除基準の設定.....	6

1. 基本的な考え方

本町では、社会保障関係経費の増大や老朽化した公共施設の更新・改修費用の増大、今後の生産年齢人口の減少による税収の減少など、ますます行財政運営の厳しさが続いていきます。

また、行政サービスは、社会経済情勢の変化にともない、多様化する住民ニーズや拡大する行政課題への迅速かつ適切な対応が求められており、質・量ともに高度化・拡大化しています。

使用料・手数料の見直しは、将来にわたって安定した行政サービスを提供するため、施設の利用者も含め、住民全体で適正に負担を分かち合いながら、施設を長く大切に守っていくという観点からも重要な課題となっています。

このような中、行政サービスに対する住民相互の負担の公平性を確保し、算定方法等を明確化することにより、使用料・手数料の透明性を高めることを目的に本方針を策定しました。

今後も負担の公平性確保と効率的な施設の運営に努め、住民の理解が得られる適正な料金設定及び定期的な見直しを図ります。

(1) 負担の公平性の確保

施設利用の対価としての使用料や、行政サービス提供の対価としての手数料は、いずれも受益者負担の原則に立つものです。たとえば使用料は、施設を利用する方にその対価を負担していただいています。使用料が低すぎる場合は、維持経費や運営に要する経費の不足分を公費で賄うこととなり、結果的に施設を利用しない方に多く負担していただいていることとなります。

したがって、使用料の設定は、行政としての関与の必要性を明確にするとともに、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性を確保しなければなりません。

(2) 算定方法の明確化

社会情勢の変化に応じた原価算定方式による算定方法を明確にします。

2. 適用除外について

次の使用料・手数料については、それぞれの理由により、この方針による見直しの対象外とします。

(1) 法令等により算定方法等が定められているもの

例：戸籍関係手数料、町営住宅使用料など

(2) 行政財産の目的外使用に係るもの

例：道路、公園、河川などの使用料

(3) 特別会計・公営企業会計において、独自の算定方法を用いているもの

例：水道料金、下水道使用料など

(4) 政策的判断などにより、個別検討を要するもの

例：保育料、駐車場使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料など

3. 使用料について

使用料は、原則として次の計算式により算定します。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合}$$

(1) 原価の計算

原価に算入する経費には、施設の貸出・管理に関する経費（人件費と物件費）と施設の取得等に関する経費（用地取得費、建設費など）が考えられます。

しかし、公共施設は、町の施策としてそれぞれの行政目的を持って建設されたものであり、その建設に要した用地取得費や建設費は、住民に広く利用の機会を提供するための費用であることから、公費で負担することが適当であると考えます。

したがって、使用料を算定する際の原価には、これらを含めず、人件費と物件費をもとに算定します。なお、費用の算定については、原則として直近3年間の平均額を用いるものとします。

また、施設の共用部分や事務室等についても、貸出（使用）のためのスペースであることから、これらに係る費用も、貸出面積に応じて按分し、利用者に負担してもらいます。

① 貸室の原価計算

$$1 \text{ 時間あたり原価} = \frac{(\text{人件費} + \text{物件費}) \div \text{貸出可能総面積}}{\times \text{貸出対象面積} \div \text{年間使用可能時間}}$$

※ふれあいセンター、人権文化センターなど

② 個人利用施設の原価計算

$$1 \text{ 人当たりの原価} = \frac{(\text{人件費} + \text{物件費}) \div \text{年間利用者数}}$$

※体育館（トレーニングルーム）など

(2) 原価に算入する経費

人件費：職員給料、各種職員手当、共済費、非常勤職員等賃金など

※他の業務を担当する場合や他の施設と兼任している場合については、当該施設の維持管理や運営に係る経費のみを算入

物件費：消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、火災・損害保険料、委託料、使用料、賃借料、光熱水費、修繕費、庁用器具費などその他施設の貸出・管理に係る経費

※工事請負費、高額(60万円以上)な庁用器具費・災害等の臨時的経費は除外

(3) 性質別負担割合の設定

① 施設分類の考え方

町の施設は、道路や公園のように住民の日常生活に必要であって市場の原理によっては提供されにくい施設から、体育・文化施設などのように特定の住民が利益を享受する施設、住宅や駐車場などのように民間においても類似の施設が存在するものまで多岐に渡っています。

施設の設置目的やその性質などから、提供されるサービスが「必需的」であるか「選択的」であるか、また「公共的」であるか「市場的」であるかによって、次のとおり分類し、原価に対する公費負担と受益者負担の割合を設定します。

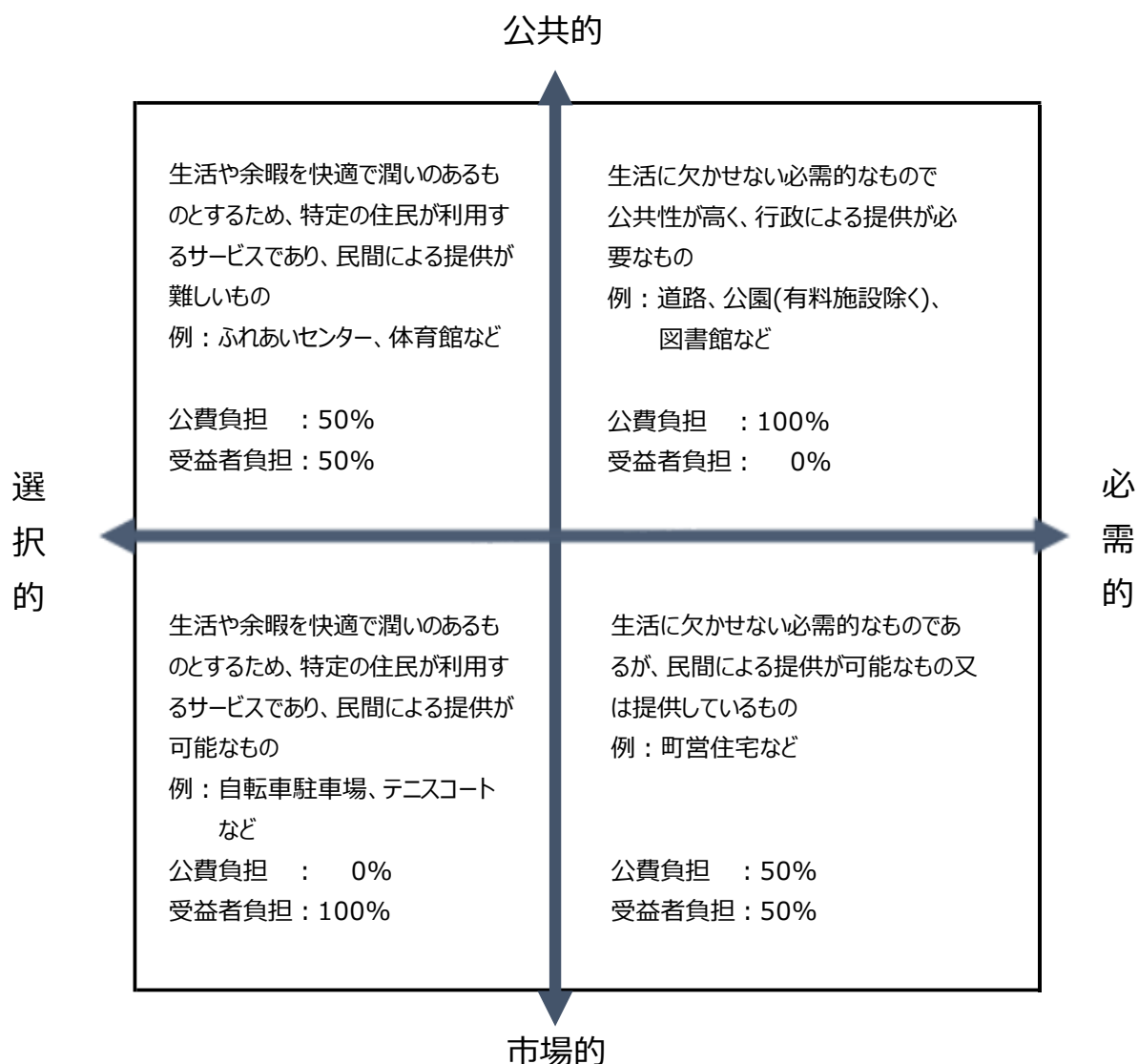
必需的施設：絶対に必要なものであって、日常生活を営む上でほとんどの住民が利用する施設

選択的施設：必ずしも必要ではなく、特定の住民が利用する施設

公共的施設：民間では提供されにくく、行政が提供すべき施設

市場的施設：民間でも提供されており、行政と民間が競合する施設

② 各施設の負担割合表



(4) 算定に係る他の調整項目

算定結果を踏まえ、各施設において設置目的を達成するために割引・割増料金の設定が必要な場合は、調整を行うことができます。

① 年齢割引

施設利用者の年齢により割引料金を設定できます。

② 団体割引

団体利用の場合は、割引料金を設定できます。

③ 営利割増

公共施設は、住民の福祉の向上を目的として設置されたものであり、営利を目的とした利用は想定していません。しかしながら、施設の有効活用を図るために、施設本来の用途や設置目的を妨げない限度において、割り増しし

た使用料を徴収することで、営利を目的とした利用も認めることとします。

④ 曜日、時間帯割増

昼間と夜間、平日と祝祭日などの利用時間帯による料金格差は、利用実態等を踏まえ、割増・割引料金を設定できるものとします。

⑤ 入場料割増

施設利用者が入場料、会費もしくはこれらに類するものを徴収する場合は、割増料金を設定できるものとします。

⑥ 町外居住者割増

公共施設は、住民の福祉の向上を目的として設置しており、住民が利用することを想定して設置された施設です。そのため、町外居住者が利用する場合の使用料については、割増料金を設定できるものとします。

4. 手数料について

証明書発行等に係る手数料は、行政サービスの受益者から、その役務の提供のために要する費用を徴収するものです。この役務の提供は、特定の人利益のための事務に係る経費であることから、その受益者負担割合は100%を原則とします。

$$\text{手数料} = \text{原価}$$

(1) 原価の計算

使用料と同様に、サービス提供に要する人件費と物件費の積み上げにより原価を算定します。なお、各費用の算定にあたっては、原則として直近3年間の平均額を用いるものとします。

$$\text{原価} = (1 \text{ 時間当たりの人件費} \times \text{年間処理時間} + \text{物件費}) \div \text{年間処理件数}$$

※処理時間は、申請書等の受付から証明書等の交付、料金受領までの実作業に要する時間のみを計上し、複数人で処理する場合は延べ時間とします

(2) 原価に算入する経費

人件費：職員給料、各種職員手当など

物件費：賃金（非常勤職員等賃金）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料、賃借料、庁用器具費などその他事務処理に係る経費

※施設や設備自体の維持管理経費のように当該事務に要する経費とは言えないもの（光熱水費、当該事務に直接関係ない使用料及び賃借料、備品購入費、修繕料等）は除く

5. その他の調整事項

(1) 見直し対象とする乖離率

算定した料金と現行の料金の乖離幅が±10%の範囲内については、現行の料金に据え置くこととします。

(2) 激変緩和措置

算定した料金が現行の料金の1.5倍を超えるときは、近隣自治体の同様のサービスとのバランスを図る場合等を除き、当面、現行の料金の1.5倍とします。

また、算定した料金が現行の料金の2/3倍を下回るときは、近隣自治体の同様のサービスとのバランスを図る場合等を除き、当面、現行の料金の2/3倍とします。

(3) 改定額の調整

近隣自治体の類似施設や同様のサービスの状況、対象施設の稼働率なども考慮し、算定した料金を個別に調整できることとします。また、特別な設備のある施設については、設備にかかる費用等を勘案し、算定した料金が現行料金を下回る場合は、現行の料金に据え置くこととします。

(4) 端数調整

算定した料金については、住民の利便性及び窓口での料金取り扱い事務の効率性等を勘案し、10・50・100円単位等に調整できることとします。

(5) 見直し頻度

負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すために、5年を目途に使用料・手数料の見直しを実施します。

(6) 減額・免除基準の設定

多くの方が、有料施設を減額・免除で利用することにより、本来、施設の管理運営に必要な財源である使用料収入が少額となり、その不足分を補うために施設を利用しない人の税金も投入することは、負担の公平性の確保の観点から慎重に検討する必要があります。

減額・免除はあくまでも負担の公平性の確保の例外として、真に必要な場合に限定して、特例的に適用される必要があることから、基準の見直しについても検討します。